

日本学生支援機構奨学金（給付）の適格認定（継続審査）

廃止・停止・警告の成績基準 【2019年度改定】

学部生（2019年度以降入学者）

※ 斜め字の単位数は、1年間の取得単位数です。（それ以外は、累計修得単位数です。）

		理工	人文	経済	情報	教育	経営	デザイン	心理
1年 ↓ 2年	廃止	0～15単位			留年	0～15単位			
					9～15単位				
	警告	16～24単位			16～24単位	16～24単位			
	進級要件	進級要件なし			8単位 ^(※1)	進級要件なし			
2年 ↓ 3年	廃止	留年			留年	累計修得単位数16～44単位	留年		
					累計修得単位数9～33単位				
		0～15単位			0～15単位	0～15単位	0～15単位		
	警告	16～24単位 ※ただし、累計の修得単位数が62単位以上の者は除く。							
	進級要件	55単位	53単位	50単位	16単位 ^(※2)	なし	44単位	45単位	50単位
3年 ↓ 4年	廃止	留年			留年	累計修得単位数17～78単位	留年		
					0～15単位				
	警告	16～24単位 ※ただし、累計の修得単位数が93単位以上の者は除く。							
	進級要件	90単位	88単位	90単位	28単位 ^(※3)	90単位	88単位	80単位	88単位
4年 ↓ 卒業	廃止	卒業延期が確定した者							
	-	卒業							

(※1) 1年生の学科必修科目16単位のうち、8単位以上修得すること。

(※2) 1年生及び2年生の学科必修科目24単位のうち、16単位以上修得すること。

(※3) 1年生及び2年生の学科必修科目24単位の全てと、「基礎情報数学」、「基礎解析学」、「基礎代数学」、「基礎統計学」から2科目以上の単位を修得すること。

- 廃止：奨学生の資格を失う。当該学業成績がやむを得ない事由によるものであると認められない場合は、廃止の事由が発生した年度の始期まで遡り、その間に交付した給付奨学金を返還しなければならない。
- 停止：奨学金の交付を停止する。学業成績は廃止該当者と同じであるが、当該学業成績がやむを得ない事由によるものであり、かつ、成業の見込みがある者については、1年間の停止となる。
- 警告：学業成績が回復しない場合は、廃止または停止となる場合がある。

※上記は成績基準に基づく認定結果であり、経済基準に基づき廃止・停止となる場合もあります。